

豊橋市の人口

平成22年国勢調査結果の概要

豊 橋 市

はじめに

国勢調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第1号）で、大正9年に第1回調査を行って以来5年ごとに調査を実施しており、平成22年国勢調査は第19回目にあたります。

この調査は、我が国の人口の実態を把握し、各種行政施策等立案の基礎資料を得ることを目的としています。

本書は、総務省統計局が集計した第一次基本集計結果をもとに、人口及び世帯数を小学校区別、自治会別、行政町別など、利用の便を考慮して本市が独自に集計したものです。

本書が行政、産業、学術研究など各方面の方々に広くご利用いただければ幸いです。

最後に、この調査にご協力をいただきました関係者の方々に対し厚くお礼申し上げますとともに、今後ともより一層のご協力をお願いいたします。

平成24年9月

豊橋市長 佐原 光 一

豊橋市民愛市憲章

わたくしたち豊橋市民は

1. 心をあわせ美しい町をつくりましょう
1. よく働き豊かな町をつくりましょう
1. 愛情をもちあたたかい町をつくりましょう
1. きまりを守り明るい町をつくりましょう
1. 教養をたかめ文化の町をつくりましょう

目 次

I	利用上の注意	1
II	調査結果の概要	
1.	あ ら ま し	2
2.	年 齢 3 区 分 別	3
3.	外 国 人 人 口	3
4.	小 学 校 区 別	4
5.	愛知県における豊橋市	9
III	統 計 表	
第1表	豊橋市の人口の推移	16
第2表	年齢（5歳階級）・男女別人口	17
第3表	国籍（11区分）別外国人人口	17
第4表	小学校区別人口及び世帯数	18
第5表	自治会別人口及び世帯数	20
第6表	行政町別人口及び世帯数	35
第7表	愛知県市町村別人口及び世帯数	46
第8表	愛知県市町村別昼夜間人口比率	48
第9表	従業地・通学地による常住市区町村別 15歳以上就業者数及び通学者数	49
第10表	常住地による従業・通学市区町村別 15歳以上就業者数及び通学者数	50

I 利用上の注意

1. 本書は、平成22年国勢調査の第一次基本集計を中心に、人口及び世帯数を本市が独自に小
学校区別、自治会別、行政町別に集計したものです。

(注)

- (1) 一色町・吉良町・幡豆町が西尾市に合併されておらず、57市町村でした。
- (2) 愛知郡長久手町は市制施行により現在長久手市となっております。
- (3) 本書で使用している自治会町名は現在の自治会町名とは異なることがあります。

2. 本書で用いている用語の定義は次のとおりです。

人 口 …… 常住人口（ふだんそこに住んでいる人、外国人を含む。）

世 帯 …… 住居と生計を共にしている人々の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身
者。

(注)

- (1) 雇主と同居している単身住込みの雇人は、雇主の世帯に含めます。
- (2) 学校の学生寮、寄宿舎に住んでいる学生・生徒は、棟ごとにまとめて一つの世帯
とします。
- (3) 3か月以上の入院患者や社会施設の入所者は、原則としてその施設または棟ごと
にまとめて一つの世帯とします。

3. 国勢調査の期日は、各年10月1日現在です。

4. 市町村別人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院「平成22年全国都道府県
市区町村別面積調」によります。

また、小学校区別人口密度の算出に用いた面積は、本市が独自に算定した概数によります。

5. 統計表中の数値の単位については表の右上部に注記しましたが、一見して明らかなものは
省略してあります。

6. 数値の単位未満は四捨五入してあります。したがって合計の数字と内訳の合計とは一致し
ないことがあります。

7. 統計表中の符号の用法は次のとおりです。

「－」	該当数値なし
「△」	負数
「0」「0.0」	単位未満
「…」	資料なし又は不詳
「x」	数字の公表を差し控えるもの